

理事長推薦委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、静岡東部陸上競技協会（以下「東部陸協」という）規約第11条第1項に基づいて理事長の推薦に関することを定める。

(推薦委員会)

第2条 推薦委員会（以下「委員会」という）の構成委員は東部常任理事より5名を選出する。任期は、規約第20条の規程を準用する。

(委員長の選出)

第3条 会長は、委員会を召集し委員は互選により委員長を選出する。

(会議)

第4条 1. 委員会は、理事長の改選期にあつては、初委員会を9月に開催し、総会2ヶ月前に適任者1名を合議で推挙し、理事会に具申し決定する。
2. 理事長が、任期中に辞意を表明したときは、速やかに適任者1人を合議で推挙し前項に準じ理事会に具申する。
3. 委員会は秘密会とする。

附則

1. 本規程の改廃は、理事会の議を経なければならない。
2. 本規程は、平成20年4月1日より施行する。
本規程は、平成25年1月1日より施行する。